

# ユズリハだより

メール air-tokyo@herb.ocn.ne.jp 47号

2012.4.18(47)  
**東京公害患者と家族の会**  
 文京区小石川5-34-12  
 アピタマツモト2F  
 TEL03-5802-2170 FAX03-5802-2377  
**ぜん息110番**  
 03-5840-8446



東京都庁に、制度の継続をアピールする患者会や連絡会の人々(4月2日都庁前)

東京都と都民に向け、都の「ぜん息医療費助成制度の継続」を求め、第二次都庁前宣伝行動が行われました。4月2日、都庁前には患者会と東京あおぞら連絡会の方々が東京都に向けアピール行動を行いました。マイクを握った全員が「東京都



めて和解を受け入れ、都の医療費制度が出来上がった。公害の加害者の責任で、被害者を救済することは当然(西村弁護士)と、全員が都の責任を追及し制度の継続を求めました。渡邊広子さん(板橋)は「板橋は交通量が多く、ぜん息患者が多い

東京都は、和解条項の基本にたち、加害者の責任で、被害者の患者を救済せよ。

## 都はぜん息医療費助成制度の継続を

「地域」小澤さん(豊島)は「患者にとって有料化されると、元の生活に戻る」。小柳さん(北)は「ぜん息治療はステロイドでいくつもの合併症を持っている」と、有料化されると、治療上も深刻な患

者の現状を訴えました。向田さん(文京)は「空気はきれいに見えるが、ぜん息は改善していない」。進藤さん(中野)は「都は制度を継続させる義務がある」と訴え、全員で二千枚のチラシを配布しました。

都のぜん息医療費制度の5年後見直し時期を「今年の夏前までには結論を出す」とする東京都に向け、次回は5月10日12時、13時にアピール行動を行います。

### 患者会・原告団 合同総会開催

3月25日公害患者会と東京大気裁判原告団の合同総会が行われました。参加者も多く、討議内容も深まった良い総会でした。(詳しくは2・4面に報告)



患者会と原告団の合同総会で開会あいさつをする秋元正雄会長代行(2012年3月25日)



「国には、自由な生活の権利を侵害した原因者に責任を果たさせる義務(社会正義の実現と個人の幸福追求の保障)と、社会保障的観点から被害者の生活を救済する義務(生存権の保障)の両方がある。」

「国策」がもたらした都市の深刻な大気汚染、モータリゼーションを加速させた大規模な道路開発、高速道路整備、トラックのデイル化(直噴型)促進、都市の過密化、三大都市圏への一極集中を促進した都市開発政策にある。この結果、自動車台数の爆発的増加、都市部への自動車交通の集中・集積および道路渋滞の慢性化、鉄道貨物の衰退・トラック輸送への収斂され深刻な大気汚染被害者が発生している。

補償と救済の前提  
 国には、自由な生活の権利を侵害した原因者に責任を果たさせる義務(社会正義の実現と個人の幸福追求の保障)と、社会保障的観点から被害者の生活を救済する義務(生存権の保障)の両方がある。

公害健康被害補償法  
 社会保障とは、資本主義の原則である「自助」の条件を超えて、そのみでは解決が困難な問題や貧困の除去および最低生活の保障を通じて国民生活の安定・所得の再分配によつて貧富格差の是正を図ることを目的とする。公健法は四日市の医療費助成条例をもとに、国が69年に救済特別措置法を作り、その上に73年、原因者の民事賠償責任を組み込む内容を盛り込んで、国が橋渡しする形で制度創設。この中身は「差別」をせ

これこそ「国策」として進められた結果であり、汚染された空気により健康障害が出ることは疫学的にも証明し判決も認める。除染以前の問題として国策の結果である大気汚染被害者に對して、国は原因者を巻き込んで救済制度構築をする義務を負う。(以上要旨)

「国には、自由な生活の権利を侵害した原因者に責任を果たさせる義務(社会正義の実現と個人の幸福追求の保障)と、社会保障的観点から被害者の生活を救済する義務(生存権の保障)の両方がある。」

「国策」がもたらした都市の深刻な大気汚染、モータリゼーションを加速させた大規模な道路開発、高速道路整備、トラックのデイル化(直噴型)促進、都市の過密化、三大都市圏への一極集中を促進した都市開発政策にある。この結果、自動車台数の爆発的増加、都市部への自動車交通の集中・集積および道路渋滞の慢性化、鉄道貨物の衰退・トラック輸送への収斂され深刻な大気汚染被害者が発生している。

### 予定とお知らせ

- 4月
  - 22日10:45 新緑ウォーキング小石川植物園
  - 23日18:30~ あおぞら連絡会総会 文京北のセンター4F大ホール
  - 24日13:00 都条例の医師会要請行動
  - 25日14:00 健康づくり委員会
  - 25日12:00 新救済制度の国会議員対策
  - 28日13:00 「司法に国民の風を吹かせよう集会」プラザF(主婦会館四谷駅前)
- 5月
  - 1日9:30 メーデーにて署名の取り組み メーデー会場(代々木公園中央陸橋下集合)
  - 7日13:00 新救済制度の国会議員対策
  - 8・9日9:30 公害総行動オルグ 公害センター
  - 10日12:00 都の医療費助成制度の継続を求める都庁宣伝行動 都庁第1庁舎前
  - 13日13:30 東京公害患者会幹事会
  - 19日10:00 公害地球懇談会 新宿農協会館
  - 19・20日 全国公害患者会定期大会
  - 31~6月1日 NO2測定運動
- 6月
  - 3日13:30 東京公害患者会幹事会

### 四月患者会幹事会報告

4月15日、幹事役員27人と弁護団が参加。秋元会長代行から合同総会の成功と内容について報告。増田事務局長から議題提案があり、新法案の救済制度の紹介、強化のため、電話掛けなど統一行動を行う。環境省対策、都条例制度存続の医師会要請の強化とアンケート協力者への入会の働きかけを行う。5月10日都庁宣伝行動の確認。民医連の事業所と相談し患者懇談会の開催を行う。公健法の対策強化、補償法の手引き作成。公害対策(目黒) 転地療養のバス旅行は9月30日から一泊で行う。公害総行動対策 全国患者会大会の代議員確認。

患者会  
**無料**  
**法律**  
**相談**

5月13日(日)  
 12時~13時

公害患者会事務所  
 当弁護士による、  
 親切・丁寧な相談会です。  
 (法律相談希望の方は事務所に電話予約下さい)



板橋・小豆沢病院のぜん息懇談会

**ぜん息懇談会**  
患者会板橋支部と小豆沢病院共同で、3月21日ぜん息医療費助成患者の懇談会を行い、患者会員含め17人が参加しました。

小豆沢病院横山課長の進行で、秋元患者会支部長が制度存続を訴えました。原希世已弁護士から、都の制度を勝取った裁判経過にふれながら、「5年後の見直し」時に有料化を許さず、国が制度を作るまでは東京

「新たな救済制度をめざす公害患者会と民医連の運動」の学習会が、3月1日足立区の健和会など東京都協会で開催されました。講師の原弁護士は、大気裁判の経緯や意義、現状の課題と今後の取り組みについて民医連の職員に報告しました。この中で、東京都の医療制度について「無料

**足立支部**  
民医連職員で公害の歴史を学ぶ

「新たな救済制度をめざす公害患者会と民医連の運動」の学習会が、3月1日足立区の健和会など東京都協会で開催されました。講師の原弁護士は、大気裁判の経緯や意義、現状の課題と今後の取り組みについて民医連の職員に報告しました。この中で、東京都の医療制度について「無料

**NO<sub>2</sub>測定東京報告集会開催**  
交通量が減れば汚染も減ると、都に反論。

4月7日渋谷区消費者センターで、大気汚染測定運動東京連絡会の報告集会に60名が参加しました。



公害患者と家族の会からも17名が参加し、報告されました。特別報告では、大気汚染濃度が減れば大気汚染濃度が減ると当たり前のことを認めない、東京都に反論してくれました。次の報告で外環道路などは、無謀で無駄な道路建設に、反対運動を強めようとする参加者が決意しました。

**第4回 道路連絡会（継続）**  
PM<sub>2.5</sub>測定様子見てなにも前進しない国交省の回答

3月30日第4回の道路連絡会（継続）が開かれました。この道路連絡会は、東京大気裁判の和解条項の進行具合を原告・患者会と共に国や都と検討する会議です。今回の焦点は、国交省がPM<sub>2.5</sub>を何時から測定するかという大事な連絡会でした。しかし、国交省は「測定するかどうかを検討中」と測定結果の様子を見てからという無責任な態度で対応しました。参加者からは「和解条項を守り、公害対策を早く取れ」と怒りの声が寄せられました。

はじめに「ぜん息の療養と薬の使い方」について城南の医師が、都の医療費助成制度の見直しについて西村隆雄弁護士より話して戴きました。参加者でぜん息管理に気をつけながら、無料制度を何としても存続させようとする意を固めました。

# 患者会の支部活動報告

にすると医療費が膨れあがるとの議論があるが、無料にする事で毎月きちんと決められたように通院し服用し、自己管理の改善になり、重症化を防ぎ医療費の総額が抑制されている」と制度の必要性について医療者を前に講

はじめに「ぜん息の療養と薬の使い方」について城南の医師が、都の医療費助成制度の見直しについて西村隆雄弁護士より話して戴きました。参加者でぜん息管理に気をつけながら、無料制度を何としても存続させようとする意を固めました。



合同総会で討議に参加する参加者（農協会館）

最後に、会長を先頭に全役員と会員が一丸となって運動を進めていくことを確認し終了しました。（総会議案の必要方は事務局にお申し込み下さい）

# 患者要求を基本に

東京都の医療費助成の存続運動を強化し、新たな救済制度の創設を目指し、会員拡大、公害の無いまちづくりをめざそう。

3月25日に開催された患者会と原告団の合同総会には、患者74人、弁護士・支援の皆さんなど22人が参加し討議・報告されました。

総会には、鶴見弁護士団、東京おおぞらの清水理事長、東京民医連の井上副会長、東京社保協の前澤事務局長から激励挨拶を頂きました。記念講演に、東京経済大学の尾崎寛直教授が「大気汚染公害患者の救済の理論的根拠」と題し講演しました（講演要旨4面掲載）。

この総会では、東京都の医療費助成制度の継続の課題と、国に対する新たな救済制度を求める運動が一体のものであり、全国の大気汚染患者の救済のためにも、各地域の公害対策と連動させながら運動を進めていく課題が明確になった総会でした。

## 合同総会の各支部の発言

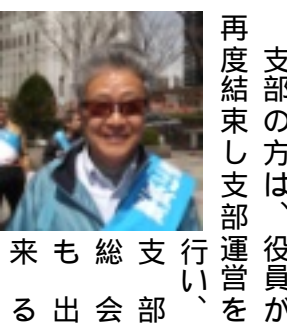
さらになりました。足立支部 事務局長 小池 鉄男

**中野 杉並支部**  
副支部長 進藤 光子  
「新たな救済制度」を求める署名では、運動の最初はなかなかいい線いっている」と署名の集約に自信があったのですが、大震災や坂本支部長の訃報などもあり前進しませんでした。その後、新会員の奮闘、健友会の協力、原発反対集会等で訴えたりしました。さらに、福島からの避難してきた方が「放射能も自動車排気ガスの大気汚染患者さんと同じ被害者」と快く署名に協力し私達を励ましてくれました。

**文京支部**  
支部長 向田 清  
一昨年に西支部長が倒れ、しばらく船頭のいない難破船状態でした。西さんの健康も良くなり、食欲・血色もよく麻痺と言葉の不自由だけが心配です。支部の方は、役員が再度結束し支部運営を行い、総支部 文京支部 総支部 文京支部 総支部 文京支部

現在、鈴木支部長の公健法の認定等級引き下げに対する異議申立の取組みを行っています。また、死亡した認定患者の遺族補償申請を受付なかった足立区の窓口の不当性を告発しました。患者アンケート活動を通して新しい仲間を増やしていき、2万2千筆の署名を取組んだ活動を報告しました。さらに、患者会活動の前進をめざし、今後も取組みを強める決意を述べました。足立支部から総会に10名の仲間が参加しました。

- 役員・事務局一覧**
- 敬称略、は新
  - 会長 西 順司
  - 会長代行 秋元正雄
  - 副会長 比留間あや子、鈴木十紀子、富永忠光、小澤廣子、野繁義雄、和田栄子、進藤光子、武井あや子、石川牧子、大越稔秋
  - 事務局長 増田重美
  - 幹事 向田清、月安美智子（文京）小林忠男（新宿）浜島稔（中央）小池鉄男、住吉正章（足立）森倉次郎（葛飾）西村すみ子、田島高則（江東）西川学（墨田）眞利子文夫（江戸川）渡辺広子、渡辺幸代（板橋）福島寿登、河村 聖樹（豊島）門井誠吉、小柳晴子（北）進藤凉三（練馬）岩崎和子（品川）竹本雄二（中野）永田外喜子（渋谷）入谷昭宏、神山咲子、富田隼人、大島文雄、片岡隆
  - 会計監査 相田英男
  - 土田尚義



支部長 向田 清  
一昨年に西支部長が倒れ、しばらく船頭のいない難破船状態でした。西さんの健康も良くなり、食欲・血色もよく麻痺と言葉の不自由だけが心配です。支部の方は、役員が再度結束し支部運営を行い、総支部 文京支部 総支部 文京支部

# なくせ公害守ろう地球環境

## 参加しよう 公害総行動

37  
総行動デ

全国公害被害者  
**総決起集會**

6/5(火)18時~日比谷公会堂

6/5(火) 6/6(水)

11:00~大臣交渉 8:30~早朝宣伝  
12:00~デモ行進(霞門~日比谷公園) 10:00~別荘各官交渉  
14:00~英各省交渉 12:00~まとめの行動  
18:00~総決起集會(日比谷公会堂)

全国公害被害者総行動とは? ストップ温暖化! 原発から自然エネルギーへ

### 公害総行動の案内

- 6月5日(火)
  - 11:00 環境大臣交渉
  - 12:00 デモ行進 (日比谷公園霞門~西幸門)
  - 14:00 各省庁交渉
  - 18:00 総決起集會 日比谷公会堂
- 6月6日(水)
  - 8:30 早朝宣伝(国会・霞ヶ関・大手町・チッソ)
  - 9:45 東電前抗議行動
  - 10:00 財界・省庁交渉
  - 12:00 まとめ行動

総行動成功のために署名・カンパの協力を



### 再び国を断罪

3月29日大阪地方されず原告の訴えを裁判所は、大阪・泉認めた公正な判決で南アスベスト被害にす。国は2度にわたる対する国の責任を認め法的責任が問われ、原告患者側勝訴することになりました。判決が出されました。

この判決は、昨年 8月の大阪高裁が、7名の原告が石綿肺一俣原告に言い渡しや肺ガンで死亡してた不当な判決に左右

「命あるうちに解決を」は原告全員の切実な願いで早期解決が求められています。しかし、被告の国側は、小宮山厚生労働大臣が記者会見し、4月6日不当にも大阪高裁に控訴しました。



「命あるうちに解決を」は原告全員の切実な願いで早期解決が求められています。しかし、被告の国側は、小宮山厚生労働大臣が記者会見し、4月6日不当にも大阪高裁に控訴しました。

### 大阪泉南アスベスト国賠訴訟

#### 首都圏アスベスト神奈川に判決

神奈川建設アスベスを明確にしてみました。ト訴訟は「命あるうちに救済を」を合言葉に裁判を闘っています。

裁判の中では国と建材メーカーが、アスベストの発ガン性を知りながら製造禁止措置など規制しなかった責任も積極的に参加下さい。

東京都は和解条項の基本にたち、ぜん息医療費制度を継続し、被害者の患者救済を！

# 都庁前の宣伝行動に参加しよう

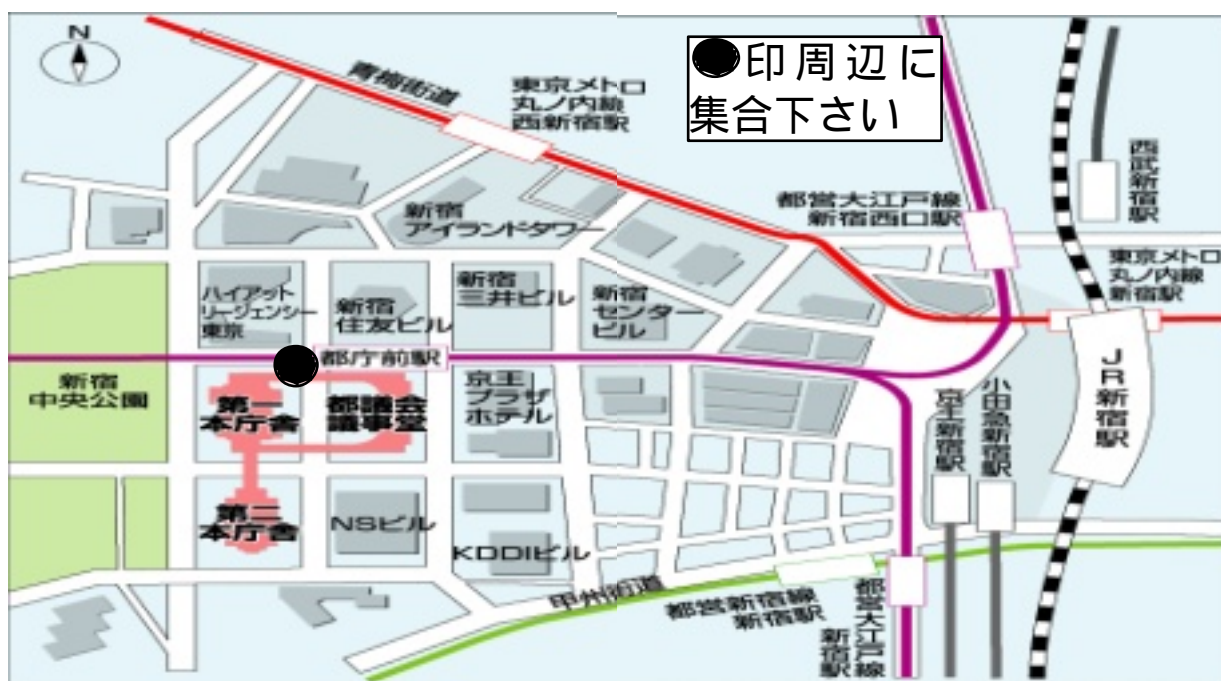
日時

5月10日(木) 12:00~13:00

場所

都庁前広場(A3出口)

参加規模 100人



東京都はぜん息医療費助成制度の継続を！

# 水俣病

## 被害者の救済に逆行

### 横光環境副大臣の「迷惑」発言に抗議する

水俣病の不知火患者会（しらぬい）が進めている、水俣病の患者掘り起こしのための健康診断の組織化などについて、横光克彦環境副大臣が、「7月末の締め切り以降はそういう動きは

この発言は、永年にわたり水俣病で苦しみ、何の保障もされていない全国の患者を侮辱するものです。さらには、未救済の患者・被害者の立場を理解しようとし、環境省の態度が良く現れています。

国は水俣病について、今年7月末に期限となる特別措置法



水俣病不知火患者会に「迷惑」発言の経緯を説明する横光環境副大臣（中央）

### 被害者救済に逆行した横光副大臣の

#### 「迷惑」発言に断固抗議する

(不知火患者会声明)

報道によれば、現地入りし被害者団体との意見交換をおこなってきた横光副大臣は、去る4月9日、別の被害者団体の訪問の席上で、私たちが掘り起こし健康診断の取り組みを続けていることについて、「7月末の締め切り以降はそういう動きは進んで欲しい。永久に水俣病問題のけじめがつかなくなる。ほかの団体にも迷惑だ」と発言。その後の記者団に真実を述べた上で「申請を目的とした掘り起こし健康診断を続けるも、窓口がなくなった後では申請がないという懸念と対応した」と述べられている。

今回の「迷惑」発言は、被害者の本音があらわされている。この「迷惑」発言をガク、謝罪会が受けるならば、水俣病の救済にはまったく意味がないばかりか、「急ぎで掘り起こし被害者の救済」という旗の掲げを自ら掲げる態度と受け止めざるを得ない。

そのため、被害者の立場に立とうとしない横光副大臣は辞任してしまわなければならない。最終責任者たる経済産業大臣の責任が問われて然るべきである。

いまだに申請ができない未救済被害者が多数存在することは明らかであり、初めて申請する人たちが急増している状況にあることから、7月末の締め切り期限について、従前から十分な通知と配慮がなされない中で強行であることはたがひに指摘してきたことで、そのため被害者団体は抗議書を申し入れてきたことは異議のない事実である。

「迷惑」発言は、再び被害者救済への歴史の落ちを繰り返す予兆であり、断固抗議するものである。

2012年4月9日

水俣病不知火患者会 会長 大石 哲生

2012年(平成24年)4月9日(月) 夕刊

### 水俣病患者の掘り起こし

#### 副環境相「期限後慎め」

【東京】環境省の副大臣は9日、水俣病問題で掘り起こし健康診断の取り組みを続けていることについて、「7月末の締め切り以降はそういう動きは進んで欲しい。永久に水俣病問題のけじめがつかなくなる。ほかの団体にも迷惑だ」と発言。その後の記者団に真実を述べた上で「申請を目的とした掘り起こし健康診断を続けるも、窓口がなくなった後では申請がないという懸念と対応した」と述べられている。

た。不知火患者会を名指して「掘り起こし健康診断はまだまだ必要だ」と述べた。また、掘り起こし健康診断の取り組みを続けていることについて、「7月末の締め切り以降はそういう動きは進んで欲しい。永久に水俣病問題のけじめがつかなくなる。ほかの団体にも迷惑だ」と発言。その後の記者団に真実を述べた上で「申請を目的とした掘り起こし健康診断を続けるも、窓口がなくなった後では申請がないという懸念と対応した」と述べられている。

【東京】環境省の副大臣は9日、水俣病問題で掘り起こし健康診断の取り組みを続けていることについて、「7月末の締め切り以降はそういう動きは進んで欲しい。永久に水俣病問題のけじめがつかなくなる。ほかの団体にも迷惑だ」と発言。その後の記者団に真実を述べた上で「申請を目的とした掘り起こし健康診断を続けるも、窓口がなくなった後では申請がないという懸念と対応した」と述べられている。

# 東京あおぞら連絡会総会

## 第5回総会

(正式名称) 東京の大気汚染をなくし本当のあおぞらときれいな空気を取りもどす連絡会

### 4月23日(月) 午後18:30~ 文京北`ツクセンター 4階大ホール

住所 文京区春日1-16-21  
電話 3812-7111 (文京区役所代表)

東京の患者会の合同総会は3月25日に開かれ、患者会全員が団結して困難な局面を切り開いてきました。都の制度の存続や新しい救済制度の創設、および公害のないまちづくりのために引き続き奮闘するために総会で決意を固めよう。



とき 2012年4月28日(土)  
ところ プラザF (四谷・主婦会館)  
7F カトレア  
資料代 1000円

## 司法に国民の風を 吹かせよう! パート21

大阪泉南アスベスト、薬害イレッサ裁判の判決は「国と企業の加害責任を免罪」する不当な判決です。  
3・11大震災・福島原発事故の国の責任を問う重要な時期。判決の問題点や逆流を乗り切るための学習集会に参加下さい。

## メーデーで署名の訴え

5月1日(火)  
9:30 集合  
代々木公園  
中央の歩道橋の階段下  
新たな救済署名訴えます

